



# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



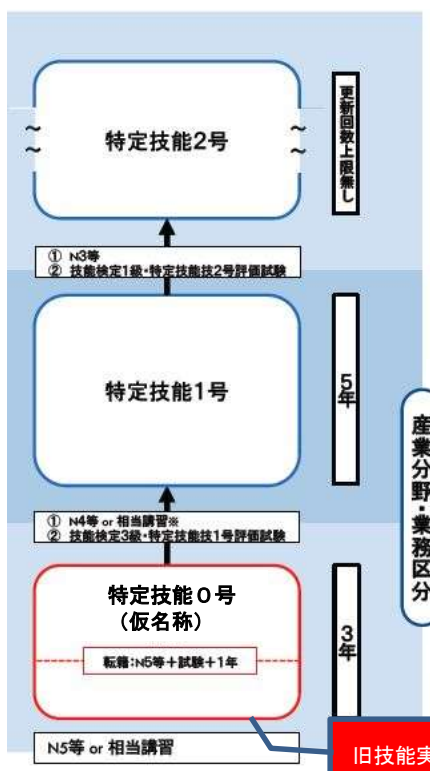
早いもので、今年も残すところあと2ヶ月となりました。日中はまだ暖かさが残るものの、朝晩は冷え込み着実に冬が近づいている日々となりました。寒さに向かう折、組合員のみなさまにはお風邪など召されませんよう、どうぞ気をつけてお過ごしください。

## 技能実習生、特定技能外国人の年末調整について

年末が近付き、今年も令和5年分年末調整の時期が参りました。技能実習生、特定技能外国人、特定活動外国人においても日本人従業員様同様、年末調整のお手続きが必要となります。租税条約締結国で、在留資格が適用範囲内である「中国」「タイ」の「技能実習生」以外は扶養控除・配偶者控除を行い、課税金額が発生した場合は本人が納税を行わなければなりません。国外居住親族（母国にいる家族等）を扶養者とする場合、本年より、昨年までの①「親族関係書類」、②「送金明細書」の他に、③「38万円以上の送金を行っていること」が課せられるようになりました。

詳しい内容について裏面に記載致しましたので、ご確認頂ければ幸いです。またご不明な点がございましたら、組合担当者までお気軽にお問い合わせください。

## 有識者会議最終報告書から読取る技能実習制度



本年10月27日、第13回「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、最終報告書（たたき台）が示されました。報告書の概要についていくつかお伝えしますと、①今まで技能実習制度にあった「国際貢献」の文言が削られ、新たに「人材確保」が置かれる事になりました。（今までの「実習生は労働力の需給手段としてはならない」から「外国人労働力」と認められる事になり、180度方向転換する事になります。）②技能実習は特定技能1号水準の人材育成のための期間となり、3年間となります。（現在の「技能実習3号」は無くなるようです。）③転籍（転職）については同一企業での雇用が一年を超え、かつ、技能検定基礎級の合格と日本語能力試験N5相当の合格が必要となる模様です。今後も続報をお伝えして参ります。

※以上は現在公表されている情報であり、今後の検討に

より変更になる可能性がある点についてご承知おき下さい。

